

延岡市地域文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化などの鑑賞と発表の充実を図り、市民参画型の文化活動及び地域活性化を推進するため、本市において文化振興活動を実施する団体等の活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たすものとする。

(1) 団体 次に掲げる要件

- ア 本市に活動拠点、事務局等を置くこと。
- イ 会員の半数以上が本市の住民であること。
- ウ 代表者に市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納がないこと。
- エ 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でないこと。

(2) 個人 次に掲げる要件

- ア 本市に活動拠点、事務局等を置くこと。
- イ 本市の住民であること。
- ウ 市税の滞納がないこと。
- エ 延岡市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、補助申請をすることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく学校及びその活動における代表者。
- (2) 営利を目的とした企業及びその活動における代表者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施される次の各号のいずれかに該当する事業であって、補助事業者が主催者として行う、広く市民の方や市外及び県外の方も呼び込める事業とする。ただし、同一年度において、一の補助事業者につき一事業のみを補助対象事業とする。

- (1) 文化及び芸術活動の成果を展示・発表する事業
- (2) 芸術家や実演団体を招いて音楽若しくは演劇を広く鑑賞させ、又は優れた芸術作品を鑑賞させる事業
- (3) 他国や他地域との相互理解を深めることを目的とする文化及び芸術の交流事業

(4) 前3号のいずれかの事業のうち、10年以上継続する事業であつて、10年単位の記念として実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金を交付しない。

- (1) 営利を目的として実施されるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 活動の効果及び利益が特定の個人、団体等に限られるもの
- (5) 広く一般に鑑賞等を広報し、及び募集をしていない発表会、公演等のもの
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく学校における活動であるもの
- (7) その他補助金を交付することが公益上適当でないと市長が認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に必要な経費のうち、別表第1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助事業者及びその会員、関係者、関係団体等に対する食糧費、懇親会費、見舞金等の交際費その他これらに類する経費、補助事業に直接関係の無い運営費用
- (2) 支出が領収書等で確認できない経費
- (3) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと市長が認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が指定する期日までに、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 申請団体等概要書（別記第3号様式）
- (4) 同意書（別記第4号様式）
- (5) 確認書（別記第5号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（検討会議）

第7条 前条の規定によりなされた申請に関し、次に掲げる事項の検討を行うため、検

討会議を置く。

- (1) 事業の目的及び内容
 - (2) 補助金の額
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 討会議の委員は、商工観光文化部長等の市職員、識見を有する者で構成し、若干名の市民代表者を加えることができる。
 - 3 討会議の委員長は、委員の互選によるものとする。
 - 4 討会議は、検討の結果を市長に報告するものとする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、前条第4項の規定により報告された検討の結果を尊重し、補助金の交付を決定し、その旨を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して20日が経過する日までに申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了後1月以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書（別記第6号様式）
 - (2) 収支計算書（別記第7号様式）
 - (3) 領収書等
 - (4) 事業の実施を証するもの
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は、確定払により交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付決定した補助金の額の10分の9以内の額を概算払により交付することができる。

(広報)

- 第12条 補助事業者は、広報誌、ポスター、チラシ、看板、横断幕等を利用して、補

助金を活用して行われる事業である旨の広報に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日（決裁日）から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費
旅費	出演者・講師等の旅費（ただし、補助事業者及びその会員に対するものは除く。）
使用料・賃借料	補助対象事業で使用する施設使用料、物品の賃借料、自動車借上料等
謝金	出演者及び講師に対する謝金（ただし、補助事業者及びその会員に対する各種手当、人件費及び労務に係る対価を除く。）
消耗品費	補助対象事業を行うために必要な物品であって、備品に属さないものの購入に要する経費
印刷製本費	補助対象事業で使用するパンフレット、チラシ、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
通信運搬費	補助対象事業を行うために必要な郵送料等
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
その他諸経費	補助対象事業を行うために必要な登録料、講演会等における通訳料、翻訳料、損害保険料、用具のクリーニング代などのうち、市長が特に必要かつ適当と認めた経費

別表第 2（第 5 条関係）

	補助対象事業	補助金の額	補助上限額
1	文化及び芸術活動の成果を展示・発表する事業	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	30 万円
2	芸術家や実演団体を招いて音楽若しくは演劇を広く鑑賞させ、又は優れた芸術作品を鑑賞させる事業		
3	他国や他地域との相互理解を深めることを目的とする文化及び芸術の交流事業		
4	前 3 号のいずれかの事業のうち、10 年以上継続する事業であって、10 年単位の記念として実施するもの	補助対象経費に 5 分の 4 を乗じた額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
5	上記 1～4 の事業であって、市の施策として重要なテーマに沿ったものと市長が認めるもの	補助対象経費の額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	

第 1 号様式

申請團體名：

※ 団体の構成員、目的・予算・過去の実績等が分かる資料があれば添付すること。
 ※ 事業内容は具体的に記載すること。また成果品等がある場合は、その活用方法等も記載すること。
 ※ 収益金等が見込まれる場合は、収支予算書の「収入の部」に記載すること。

別記(第6条関係)
第2号様式
収支予算書(新規事業申請用)
事業名:

年 月 日～ 年 月 日 実施

代 表 者
会 計

【収 入】 (単位:円)

項 目	金 額	算出根拠等(資料添付)
市補助		延岡市地域文化振興補助金
収入合計	0	

【支 出】

区分	項 目	金 額	算出根拠等(見積書添付)	見積書 番号	*市 入 力 欄 補助対象経費
	小 計	0			
	小 計	0			
	小 計	0			
	小 計	0			
	小 計	0			
支出合計		0	補助対象経費計		

差引(収入合計-支出合計)

0

別記（第6条関係）
第3号様式

申 請 団 体 等 概 要 書

団 体 名	
団 体 所 在 地	〒 電話
代 表 者 名	
代 表 者 住 所	〒 電話
申 請 事 業 担 当 者 名	
担 当 者 住 所 （ 文 書 送 付 先 ）	〒 電話
会 員 数	名（内 延岡市の住民数 名）
設 立 年 月 日	
設 立 目 的	
主 な 活 動 内 容 ※あれば記載してください	※直近の団体の事業報告及び収支決算に係る資料を添付
延岡市暴力団排除条例 に よ る 誓 約	補助金の申請に当たり、下記のとおり誓約します。 また、当方の個人情報を宮崎県警察本部に提供し、照会すること及び当該照会に関する回答として、関係する個人情報の提供を受けることについて同意します。 1 当方は、暴力団員又は暴力団関係者ではありません。また、将来においても同様です。 2 当方は、暴力団ではなく、暴力団関係者が運営している団体でもありません。加えて、当方の運営には、暴力団員及び暴力団は関与していません。また、将来においても同様です。 3 当方は、自己、当方若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。 4 当方は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。また、将来においても同様です。 5 当方は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。

第 4 号様式

同意書

延岡市地域文化振興補助金の申請にあたり、市が行う市税（国民健康保険税を含む）の完納確認について同意します。

年 月 日

所在地

团 体 名

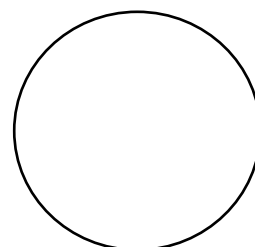
代表者住所

代表者氏名

印

代表者年月日 ()

受付印



別記（第6条関係）

第5号様式

確認書

延岡市地域文化振興補助金の申請にあたり、申請する事業は下記のいずれの項目にも該当していません。

- (1) 営利を目的として実施されるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 活動の効果及び利益が特定の個人、団体等に限られるもの
- (5) 広く一般に鑑賞等を広報し、及び募集をしていない発表会、公演等のもの
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく学校における活動であるもの

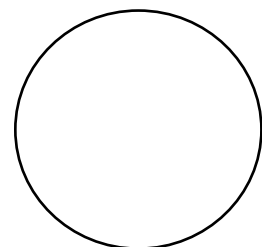
年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

受付印



※事業内容において、上記のいずれかの項目に該当する場合は補助金を支給することができません。

別記（第 10 条関係）

第 6 号様式

事業報告書（報告用）

事業名	
事業の種類 (○で囲む)	(1) 文化及び芸術活動の成果を展示・発表する事業 (2) 芸術家や実演団体を招いて音楽若しくは演劇を広く鑑賞させ、又は優れた芸術作品を鑑賞させる事業 (3) 他国や他地域との相互理解を深めることを目的とする文化及び芸術の交流事業 (4) 前 3 号のいずれかの事業のうち、10 年以上継続する事業であって、10 年単位の記念として実施するもの
事業主体	○ 申請団体名 代表者住所： 代表者氏名： Tel： ：（平日昼間の連絡先） (会員数： 人)
事業内容 (具体的に)	
実施後の 効 果	
今 後 の 助 成 希 望	希望なし ・ 令和 年度まで（ 年間）
その他 特記事項	（事業への参加人数_____名）

※ 事業内容は、実施場所、時期、対象者、運営方法等を具体的に記載すること。

※ 収益があった場合は、その用途を「その他特記事項」欄に記載すること。また、別紙収支計算書の「収入の部」にも記載すること。

収支計算書(事業名:)

年 月 日～ 年 月 日 実施

代表者 _____
会計 _____

収入	項目	予算額 (申請時)	決算額	増減額 (決算-予算)	備考
	市補助				延岡市地域文化振興補助金
	合計				

支出 区分	項目	予算額 (申請時)	決算額	増減額 (決算-予算)	領収書 番号	備考
	小計					
	小計					
	小計					
	小計					
	小計					
支出合計						
					決算差引(収入合計-支出合計)	

上記の内容に間違いはありません。

年 月 日
申請団体名
代表者住所
代表者名